（令和8年 10 月募集用）

青梅市営住宅
入居者募集のしおり

申込書配布期間（申込受付期間）

令和８年 10 月 15 日（木）～10 月 30 日（金）

※ 夜間や土・日には受付いたしません。

目次

1 申込みにあたっての注意……2
2 申込み方法……2
3 申込みから入居までのスケジュール……3
4 申込み（入居者）資格（一般世帯向の住宅）……4
5 申込み（入居者）資格（高齢者・身体障害者向の住宅）……6
6 所得基準……7
7 所得金額の計算方法……8
8 使用料および保証金……13
9 入居後の注意事項……13
10 標準的な間取り……15
11 申込書の書き方……16

別添「入居者募集住宅一覧表」から入居を希望する住宅を1つ選び、別添「入居申込書」および「入居申込チェックリスト」に必要事項を記載して市役所住宅課まで提出してください。

お問い合わせ先

青梅市 都市整備部 住宅課 公営住宅係

〒198−8701 青梅市東青梅1丁目11番地の1

電話番号0428-22-1111内線2531・2532

1 申込みにあたっての注意

(1)「市営住宅」は、住宅に困っている一定基準以下の所得の方に、低い家賃で賃貸する住宅であり、この趣旨に該当する方のみを募集対象としています。また、募集に関するすべての取扱いは各種法令にもとづきます。

(2) 申込資格のない方が当せんされても、その申込みは無効になり入居できません。入居資格等をお確かめの上、お申込みください。

(3) 申込みは、1世帯につき1件です。重複申込みがあった場合は、すべての申込みを無効といたします。

2 申込み方法

(1) 申込み資格をお確かめの上、別添「入居者募集住宅一覧表」の中から希望する住宅を1つ選び、「市営住宅入居申込書」に必要事項をもれなく記入してお申込みください。また、「市営住宅入居申込チェックリスト」も御回答いただきあわせて提出してください。

(2) 申込みは、住宅課窓口、郵送および市ホームページ内の申請フォーム（オンライン）が選択できます。

(3) 住宅課窓口の受付は、次のとおりです。

受付日：令和8年 10 月15 日（木）～30 日（金）

受付時間：午前8時30分～午後5時

※ 夜間、土・日・祝日は受付いたしません。

(4) 郵送の受付は、次のとおりです。

郵送先：〒198−8701 青梅市東青梅1丁目11番地の1

青梅市 都市整備部 住宅課 公営住宅係 あて

受付：10 月 30 日（金）までの消印があるものを有効といたします。

※ 必要事項がすべて記入されていない場合は受付できません。

(5) 申請フォーム（オンライン）の受付は、次のとおりです。

受付日：令和8年 10 月15 日（木）午前 0 時～30 日（金）午後 11 時 59 分

3 申込みから入居までのスケジュール

(1) 申込みから抽選まで

申込み	令和８年 10 月 15 日（木）～10 月 30 日（金） ※ 住宅課窓口は、夜間、土・日は受付いたしません。

↓

登録番号のおしらせ	令和８年 11 月６日（金）発送予定 ※ 郵送にて抽選の際に必要となる登録番号をお知らせいたします。

↓

公開抽選	令和８年 11 月 18 日（水）午前 10 時 00 分から 市役所２階災害対策本部室 ※ 当日は会場においでにならなくても差しつかえありません。 抽選結果には何ら影響はありません。

↓

抽選結果のおしらせ	令和８年 11 月 24 日（火）発送予定 ※ 郵送にて抽選結果をお知らせいたします。

↓

当選者（入居資格審査対象者）	個別にその後の手続き等について御連絡いたします。入居資格審査に合格しないと入居できません。
補欠者	入居資格審査対象者に失格者等が出た場合、順次繰り上げて審査を行いますので、個別に御連絡いたします。（連絡は、令和９年２月 18 日（木）までに行います。）なお、繰り上げにならない方には御連絡いたしません。

(2) 資格審査から入居まで

入居資格審査	入居資格審査対象者に、審査に必要な書類を提出していただき、面接により審査します。 ※ 指定日までに審査ができない場合は失格となります。

↓

住宅使用の説明	手続書類の記入方法や注意事項について説明します。

↓

入居手続き	使用料2か月分の保証金を納入していただきます。

↓

入居	入居指定日から15日以内に入居していただきます。 入居開始日から10日以内に入居完了届を提出していただきます。

4 申込み（入居者）資格（一般世帯向の住宅）

申込みのできる方は、次の(1)～(7)のすべてに当てはまることが必要です。

(1) 市内居住であること

申込者本人が青梅市内に3か月以上（令和8年7月1日以前から）、外国人については1年以上（令和7年10月1日以前から）居住している成年者で、そのことが住民票で証明できること。

また、外国人については在留資格、在留期間が確認できること。

(2) 同居親族がいること

同居しようとする親族またはパートナーシップ関係の相手方があること。外国人については、同居親族についても申込時点で日本国に住民票が登録されており、在留資格、在留期間が確認できること。

ただし、「市営住宅入居者募集一覧表」に掲載した住宅のうち、「条件付単身入居」欄が「可」の住宅については、下記の①～⑥の条件のいずれかに該当すれば、同居親族がいなくても申込みできます。

① 60歳以上（昭和41年10月1日以前生まれ）の方

② (ア) 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級～4級の方

(イ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級～3級の方

(ウ) 知的障害者で(イ)の精神障害の程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定1度～4度）の方

③ 生活保護受給者または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律」による支援給付を受けている方

④ 海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できる方

⑤ ハンセン病療養所入所者等のうち、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できる方

⑥ 配偶者等(婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含みます。)から暴力を受けた被害者で(ア)・(イ)・(ウ)のどれかに当てはまる方

(ア) 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または女性自立支援施設において保護を受けてから5年以内の方

(イ) 配偶者等に対して裁判所から接近禁止命令または退去命令が出てから5年以内の方

(ウ) 女性相談支援センター等による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書その他これに準ずる証明書等が発行されている方

注意1 現在別に住んでいる方と一緒に申込む場合

(ア) 別居中の親族の場合は、申込日現在、税法上の扶養関係にあること。

(イ) 婚約者の場合は、入居手続きのときまでに入籍できること。

注意2 次のように家族を分割しての申込みはできません。

(ア) 同居または別居のいずれであっても、夫婦の片方だけを除くこと。

(イ) 正当な理由もなく収入のある同居親族を除くこと。

注意3 内縁関係の場合は、住民票で「未届の夫」または「未届の妻」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。

注意4 パートナーシップ関係の相手方との申込みは、入居資格審査のときにパートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ、法律上の配偶者がいないこと。

注意5 申込後は、同居親族の変更（出生、死亡を除く）は認めません。

注意6 申込書に記載された同居親族が全員同時に入居し、住民票の提出によって、そのことが証明できること。

(3) 所得基準内であること

あなたの家族における所得の合計が、家族人数に応じた所得基準の範囲内であること。

(4) 住宅に困っていること

① 自家所有者（住宅または土地の所有者で、共有持分のある方も含む）は申込めません。ただし、次の場合は申込むことができます。

(ア) 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅（書面での証明等が必要）を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。

※ 資格審査時に契約書等で取り壊し予定であることを示し、入居後2か月以内に取り壊しを証明する登記事項証明書（滅失登記）等が提出できることが必要です。

(イ) 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等、本人に帰責事由がある場合を除く。）

※ 資格審査時に所有権移転を証明する登記事項証明書等が提出できることが必要です。

② 都営住宅および市営住宅の入居者は申込めません。

(5) 市税を完納していること

すでに納期を経過した分の市税を完納していること。当選者(補欠者含む)は資格審査時に承諾書を提出していただき、市税の納付状況を確認します。

(6) 申込者(同居親族を含む)が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会します。

(7) 入居が決定した場合、市で定める手続きが完了できること

市が指定する日までに入居手続きが完了できない場合、当選（補欠を含む）は無効になります。

5 申込み（入居者）資格（高齢者・身体障害者向の住宅）

申込みのできる方は、次の(1)～(3)のすべてに当てはまることが必要です。

(1) 市内居住であること

申込者本人が青梅市内に3か月以上（令和8年7月1日以前から）、外国人については1年以上（令和7年10月1日以前から）居住している60歳以上（昭和41年10月1日以前生まれ）で、そのことが住民票で証明できること。また、外国人については在留資格、在留期間が確認できること。

(2) 申込者本人および同居親族について、次のいずれかに当てはまること

① 申込者本人が60歳以上であること

なお、同居親族がいる場合は、同居親族全員が次のいずれかに当てはまること

ア 配偶者（内縁および婚約者を含む）。

※ 内縁とは、住民票で「未届の夫」または「未届の妻」となっている方

イ 18歳未満または60歳以上の者

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級・2級の方

エ 知的障害者でウの精神障害の程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定1度～3度）の方

オ 地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方。

② 申込者本人または同居親族のうち少なくとも1人が次のいずれかに当てはまること

ア 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級～4級の方

イ 戦病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3第1款症以上の方

(3) 「4 申込み（入居者）資格（一般世帯向の住宅）」の(3)から(7)までに当てはまること

6 所得基準

入居しようとする世帯全員（内縁関係にある者および婚約者を含む）の合計所得金額が家族人数に応じた基準の範囲内であることが必要です。

(1) 所得基準表

家族人数	所得区分	
	一般区分	特別区分
1人	0円～1,896,000円	0円～2,568,000円
2人	0円～2,276,000円	0円～2,948,000円
3人	0円～2,656,000円	0円～3,328,000円
4人	0円～3,036,000円	0円～3,708,000円
5人	0円～3,416,000円	0円～4,088,000円
6人	0円～3,796,000円	0円～4,468,000円

家族人数が7人以上の場合は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

(2) 家族人数について

家族人数＝申込者本人＋同居親族人数＋遠隔地扶養者人数

※ 遠隔地扶養者人数とは、市営住宅に入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族人数をいいます。会社や税務署に「扶養親族の申告」をしていることが必要です。

※ 出産する予定であっても申込みのとき生まれていなければ、同居親族人数には含まれません。

(3) 所得区分について

一般区分の額は、下の要件のいずれにも当てはまらない世帯に適用します。

特別区分の額は、下の要件のいずれかに当てはまる世帯に適用します。

ア 60歳以上の世帯

申込者本人が60歳以上（昭和41年10月1日以前生まれ）であり、かつ、同居親族全員が60歳以上または18歳未満（平成20年10月2日以降生まれ）であること。

イ 心身障害者を含む世帯

申込者本人または同居親族が次のいずれかに当てはまること。

① 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級～4級の方

② 知的障害者で重度または中度（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）の方

③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級・2級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）

④ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の方

ウ 原子爆弾被爆者を含む世帯

申込者本人または同居親族が厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。

エ 海外からの引揚者を含む世帯

申込者本人または同居親族が海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。

※ 海外からの引揚者とは、昭和20年8月15日の終戦に伴って、やむを得ない理由により日本に引き揚げた者等をいう。

オ ハンセン病療養所入所者等を含む世帯

申込者本人または同居親族がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

カ 高校修了期までの子どもがいる世帯

同居親族に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいること。

7 所得金額の計算方法

申込み世帯全員の収入を個別に計算して所得額を求め、それらを合計したものが所得金額となります。

過去に収入があっても、申込み日において失業中である方の場合は、その収入に限り、所得の計算に算入いたしません（0円で計算いたします）。後日、退職していることがわかる証明書を提出していただきます。

なお、今後、退職することが確定している場合も、資格審査の際に、そのことを示す証明書を提出できる場合は、その収入に限り、所得の計算に算入いたしません（0円で計算いたします）。

（1）給与所得

会社員、店員、日雇労働者、パート、アルバイト、事業専従者などが該当となります。

ア 12か月分の収入額

12か月分の収入額を下の表にもとづき換算してください。

現在の勤務先に就職したのはいつですか	支払給与の総額の計算 （賞与は実際に受給したものだけを計算してください）
令和7年1月1日以前	令和7年分の支払給与の総額（税金、社会保険料等を差し引かない金額） ※ 令和7年中に病気などで休職し、1か月以上収入のなかった月がある場合は、次の方法で年収推定給与の総額を算出してください。 $\frac{\text{年収}-\text{賞与}}{\text{収入のあった月数}} \times 12 + \text{賞与}$

令和7年1月2日～ 令和7年10月1日	令和7年10月から令和8年9月までに得た給与の合計金額（税金、社会保険料等を差し引かない金額） ※ 病気などで休職し、1か月以上収入のなかった月がある場合は、次の方法で年収推定給与の総額を算出してください。 $\frac{（令和7年10月～8年9月の年収）-賞与}{収入のあった月数}$ ×12+賞与
令和７年10月2日以降	就職日が月の途中で、その月の収入が1か月分に満たないときは、翌月から計算してください。令和8年9月就職などで実際に給与等を受給していない方は、固定給を12倍してください。 ※ 固定給とは、基本給、家族手当、住宅手当などの固定的性格をもつものをいいます。残業手当等の変動的給与で実際に支給されていないものは含みません。 $\frac{（就職月から令和8年9月の収入）-賞与}{就職月から令和8年9月までの働いた月数}$ ×12+賞与

イ 市営住宅の所得金額

アで計算した額を下の表にもとづき、市営住宅の所得金額に換算してください。

<table>
<tr><th>12か月分の収入額</th><th colspan="2">税法上の所得金額</th><th>市営住宅の
所得金額</th></tr>
<tr><td>651,000 円未満</td><td colspan="2">0 円</td><td>0 円</td></tr>
<tr><td>651,000 円以上
1,900,000 円未満</td><td colspan="2">12か月分の収入額-650,000 円</td><td>税法上の所得額
-100,000 円</td></tr>
<tr><td>1,900,000 円以上
3,604,000 円未満</td><td rowspan="2">次のとおり12か月の収入額を端数整理します。
12か月の収入額÷4=A
→Aの 1,000 円未満を切り捨てた額=B
→Bを右の計算式にあてはめてください。</td><td>B×2.8-80,000 円</td><td rowspan="3">税法上の所得額
-100,000 円</td></tr>
<tr><td>3,604,000 円以上
6,600,000 円未満</td><td>B×3.2-440,000 円</td></tr>
<tr><td>6,600,000 円以上
8,500,000 円未満</td><td colspan="2">12か月の収入額×0.9-1,100,000 円</td></tr>
</table>

(2) 事業等所得

自営業、サービス業、外交員などが該当となります。

下の表にもとづき、市営住宅の所得金額に換算してください。

なお、今後、廃業等することが確定している場合も、資格審査の際に、そのことを示す証明書を提出できる場合は、その収入に限り、所得の計算に算入いたしません（0 円で計算いたします）。

現在の仕事を始めたのは いつですか	所得金額の計算
令和7年1月1日以前	令和7年分の所得金額（売上等から必要経費等を引いた金額） ※ ただし、令和7年中に病気などで休職し、1か月以上収入のなかった月がある場合は、次の方法で所得推定金額を算出してください。 $\frac{\text{年収（所得額）}}{\text{営業した月数}} \times 12$
令和7年1月2日～ 令和7年10月1日	令和7年10月から令和8年9月までに得た所得の合計金額（売上等から必要経費等を引いた金額） ※ ただし、病気などで休職し、1か月以上収入のなかった月がある場合は、次の方法で所得推定金額を算出してください。 $\frac{\text{（令和7年10月～8年9月の所得額）－賞与}}{\text{営業した月数}} \times 12$
令和7年10月2日以降	次の方法で所得推定金額を算出してください。 ※ 入居資格審査時に所得税確定申告書の控えなどで個別に判断します。 $\frac{\text{開業月から令和8年9月の所得額}}{\text{開業月から令和8年9月までの営業月数}} \times 12$

(3) 年金所得

厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象となります。ただし、遺族年金、障害年金は計算の対象外です。また、個人年金は税法上雑所得であり、年金所得ではありません。事業等所得の計算に加算してください。

下の表にもとづき、市営住宅の所得金額に換算してください。

<table>
<tr><th>本人の年齢</th><th>年金収入額</th><th>税法上の
所得金額</th><th>市営住宅の
所得金額</th></tr>
<tr><td rowspan="3">65歳以上</td><td>1,100,000 円まで</td><td>0 円</td><td>0 円</td></tr>
<tr><td>1,100,001 円
～3,299,999 円</td><td>年金収入額-1,100,000 円</td><td rowspan="2">税法上の所得額
-100,000 円</td></tr>
<tr><td>3,300,000 円
～4,099,999 円</td><td>年金収入額×0.75
-275,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">65歳未満</td><td>600,000 円まで</td><td>0 円</td><td>0 円</td></tr>
<tr><td>600,001 円
～1,299,999 円</td><td>年金収入額-600,000 円</td><td rowspan="2">税法上の所得額
-100,000 円</td></tr>
<tr><td>1,300,000 円
～4,099,999 円</td><td>年金収入額×0.75
-275,000 円</td></tr>
</table>

(4) 特別控除

申込者および同居親族に所得がある場合で、次の特別控除を受けられる方に当てはまる方がいるときは、所得金額から特別控除額を差し引くことができます。

ア 申込者および同居親族の合計所得金額から差し引くもの

<table>
<tr><th colspan="2">控除の種類</th><th>特別控除
金額</th><th>特別控除を受けられる方</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>①</td><td>老人扶養
控除</td><td>1人につき
10万円</td><td>申込みのとき、所得税法上の扶養親族で70歳以上の方</td><td rowspan="4">④の特別障害者控除を受ける方は、③の障害者控除をあわせて受けることはできません。</td></tr>
<tr><td>②</td><td>特定扶養
控除</td><td>1人につき
25万円</td><td>申込みのとき、所得税法上の扶養親族（配偶者を除く）で16歳以上23歳未満の方</td></tr>
<tr><td>③</td><td>障害者
控除</td><td>1人につき
27万円</td><td>1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方
2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）
3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方
4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方
5 65歳以上の方で、1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方</td></tr>
<tr><td>④</td><td>特別
障害者
控除</td><td>1人につき
40万円</td><td>1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方
2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）
3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方
4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方
5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く方
6 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方
7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方
8 65歳以上の方で、1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方</td></tr>
</table>

イ 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くもの

控除の種類		特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
⑤	寡婦控除	27万円	夫と離婚した後、婚姻をしていない方で次の①および②の両方に当てはまる方 ① 年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額と同額のみ差し引きます。
			夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方（「扶養親族または生計を一にする子」のいない方も当てはまります）	
⑥	ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方、または配偶者の生死の明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ② 生計を一にする子を有する方	

※ 「⑥ひとり親控除」に該当する方は、「⑤寡婦控除」の適用はありません。

※ 「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。

※ 「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が58万円以下であることが必要です。

8 使用料および保証金

市営住宅の使用料(家賃)は、世帯の所得に応じた所得区分と、住宅のある地域・住宅の広さ・建築年数等に応じて決まります。また、原則として口座振替でお支払いいただきます。正当な理由がなく使用料を3か月以上滞納すると、明渡しを求めますので御注意願います。

また、入居手続き時に、保証金として使用料の2か月分を納入していただきます。保証金については、退去時に使用料の滞納がなければ返金されます。

9 入居後の注意事項

入居後に御注意いただくことについては、入居時に「住まいのしおり」などで説明いたします。

また、市営住宅における集団生活では、一般住宅とは異なり、共同施設の維持管理、その他の日常生活について、入居する方同士協力することがあります。入居する方各々がお互いの生活を尊重しながら協力しあい、他の人に迷惑を掛けず快適な生活を過ごされるようお願いいたします。

(1) 共益費

共同施設の維持管理に必要な費用（共益費）については、自治会（入居者で構成する組織）で徴収し支払いが行われています。この共益費は支払い義務がありますので御理解ください。

また、入居者の分担により、草刈り、清掃など施設の管理を行っていただいております。

(2) 修繕・改修

入居時において、住宅の設備等が万が一故障している場合は修繕いたしますが、汚れやキズ等については現状での御利用をお願いしております。また、機能向上・改善などの個別の御要望には応じておりません。

入居後における設備等の故障などについては、入居時にお知らせする分担にもとづき対応いただきます。

(3) 駐車場

敷地内の駐車場に空きがある場合は、有料で使用できます。また、駐車場使用料2か月分の保証金を納入していただきます。

なお、駐車場の使用許可条件の主な内容は次のとおりです。

ア 申込みできる方は、市営住宅の使用者または同居者で、その方が自動車検査証に所有者または使用者として記載されている自動車を保管するため駐車場を使用する方であること。

イ 駐車場の使用は、1世帯につき1台分に限り、これを超えないこと。

ウ 自動車の種別は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第2条に規定する普通自動車、小型自動車または軽自動車（これらのうち2輪および3輪自動車を除く）のうち車長が4.7メートル以下および車幅が1.7メートル以下のもので、専ら自家用に供する自動車であること。

(4) 緊急連絡先の届け出

緊急時に連絡できる方を届け出いただきます。相手方の承諾などを事前に得ておいてください。なお、保証人は必要ありません。

(5) 動物の飼育の禁止

他の入居者に迷惑となるので、犬、猫、鳥などの動物の飼育や敷地内での餌やりは固くお断りしています。

(6) 喫煙のマナー

他の入居者に迷惑とならないよう、市営住宅敷地内の共用部やバルコニーでの喫煙は遠慮いただいております。

(7) 営業および事業の禁止

市営住宅（敷地を含む）では営業行為や事業を行うことはできません。

(8) 住宅の転貸（民泊）の禁止

市営住宅を宿泊施設として貸し出すことはできません。

10 標準的な間取り

実際の間取りについては下見の際などに御確認ください。

1DK

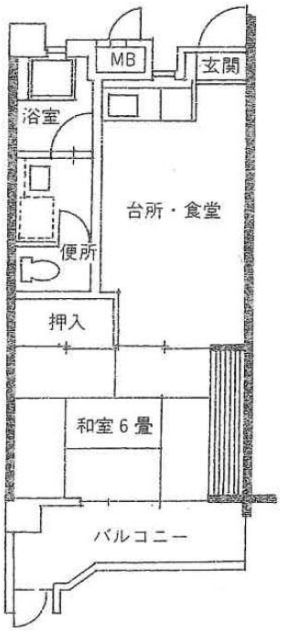

2DK

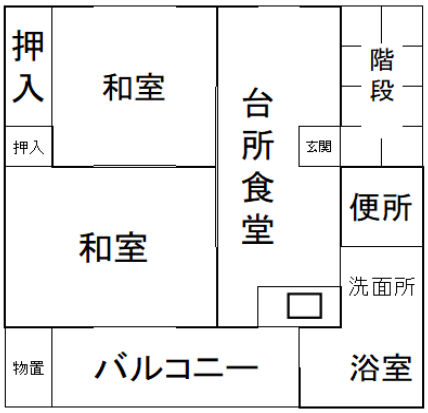

3DK

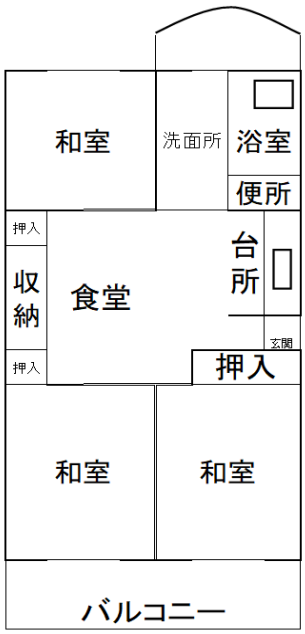

11 申込書の書き方

下記の記入例にならい必要事項を記入してください。

また、裏面にお住いについて現状と、世帯の収入状況を確認する問いがありますので忘れずに御記入願います。

記入について不明な場合はお問い合わせください。

※ 市営住宅入居申込チェックリストもあわせて提出をお願いします。

あき室公募　市営住宅入居申込書

記入例

○年　○月　○日

青　梅　市　長　殿

私は、青梅市営住宅条例にもとづく市営住宅に入居したいので、申し込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、または申込者（現に同居し、または同居しようとする親族およびパートナーシップ関係の相手方を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、入居予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。

また、許可の上は、申込者（同居する者を含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

一つの区分だけ記入してください。

申込区分番号	8
登録番号	

外国人の方は本名を記入し、通称名がある場合は併記してください。

申込者				
郵便番号	198-0042	自宅電話番号（携帯電話可）	0428-23-4567	
		昼間の連絡先	090-1234-5678	
現住所	青梅市　東青梅１-11-1 市役所内	様方・アパート・荘・（　　）101 号室		
フリガナ	オウメ	タロウ	生年月日	大正 昭和 平成 令和 ○○年6月7日
氏名	姓 青梅	名 太郎		
フリガナ				
外国人の場合通称名				
住宅に入ろうとする人数（申込者を含む）	4 人	市内居住年数 4 年 2 ヶ月	申込者の年齢	満 47 才

フリガナ 氏名 （注1）個人番号	続柄	性別	生年月日（満年齢）	職業	年収額 支払金額	年収額 所得	現在働いている勤務先・事業所の名称
申込者	本人	男 女		会社員	円 1,500,000	円 850,000	名称 青梅住宅ファイナンス 電話 0428-99-9999 就職日または開業日 平成18年4月1日
オウメ　ハナコ 青梅　花子	妻	男 女	大 昭 平 令 ○年8月8日（46才）	パート	円 800,000	円 150,000	名称 青梅商店 電話 0428-22-1111 就職日または開業日 令和元年10月1日
オウメ　タイチ 青梅　太一	子	男 女	大 昭 平 令 ○年7月3日（17才）	高校生	円 0	円 0	名称 電話 就職日または開業日　年　月　日
オウメ　ミカ 青梅　美花	母	男 女	大 昭 平 令 ○年9月1日（72才）	無職	円 1,100,000	円 0	名称 電話 就職日または開業日　年　月　日
		男・女	大 昭 平 令 年　月　日（　才）		円	円	名称 電話 就職日または開業日　年　月　日
		男・女	大 昭 平 令 年　月　日（　才）		円	円	名称 電話 就職日または開業日　年　月　日
計名	特別控除金額					△ 円 250,000	特別控除対象者 太一　種別 特定扶養
	差引所得金額					円 750,000	入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上扶養親族（遠隔地扶養）　人

※フリガナ、氏名は省略せずに記入してください。
※申込みは、1世帯につき1通です。重複は失格となります。
※申込後の申込区分、同居親族の変更は認めません。
（注１）個人番号欄は入居決定後に記入いただきます。

年間所得金額（特別控除後）	収入認定世帯人数

記入例

○現在の あなたの住宅について、お書きください。

(1) 現在あなたの住宅に住んでいる人の人数
(本人も含む)

4 人

(2) 住宅の種類

ア．自分の持家　イ．親兄弟の家
ウ．戸建の貸家　エ．賃貸マンション
オ．賃貸アパート　カ．社宅・寮
キ．公団・公社

(3) 住宅の規模

2 K・DK・LDK
※ １K、２DK等と書いて下さい。

各居室の畳数

(6 畳 6 畳 畳)

(4) 家賃

月額 80,000 円

(5) 申込家族の中に土地または建物の所有者がいる。

ア．いる　イ．いない

(6) 住宅に困っている理由

ア．家賃が高い　イ．環境が悪い
ウ．住宅が狭い　エ．通勤に不便
オ．設備が不十分
カ．災害の危険がある
キ．立ち退きの要求を受けている
ク．住宅が老朽化している
ケ．他の世帯と同居している
コ．結婚するため
サ．その他(具体的に書いて下さい。)

○現在のあなたの世帯の収入について、お書きください。

該当する記号のいずれかを必ず○でかこんでください。

収入のある人が
- 1 人
  - ア．給与所得者である。
  - イ．年金だけの所得である。
  - ウ．その他の所得である。
  - エ．複数の収入がある。
- ２人以上
  - ア．全員が給与所得者である。
  - イ．全員が年金だけの所得である。
  - ウ．全員がその他の所得者である。
  - エ．複数の収入がある。

家族全員に収入がない
- ア．現在、生活保護を受けている。
- イ．現在、失業中である。
- ウ．現在、仕送りなどで生活している。
- エ．その他（　　）。